

令和3年亀岡市議会定例会令和4年3月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u></p> <p>採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に</u></p> <p>採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定</u></p>

\_\_\_\_非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

<新規>

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

\_\_\_\_非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 この条例は、次の各号に掲げる個人情報については適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 この条例は、次の各号に掲げる個人情報については適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条</u>に規定する個人情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(開示しないことができる情報)</p> <p>第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該</p>	<p>(開示しないことができる情報)</p> <p>第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項 _____ に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該</p>

情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) (略)

情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) (略)

亀岡市消防団条例（昭和30年亀岡市条例第49号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)			
別表（第16条関係）			別表（第16条関係）			
区分	報酬		区分	報酬		
(1) 役員、団員報酬			(1) 役員、団員報酬			
団長	年額	184,000円	団長	年額	184,000円	
副団長	年額	140,000円	副団長	年額	140,000円	
分団長	年額	95,000円	分団長	年額	95,000円	
副分団長	年額	61,000円	副分団長	年額	61,000円	
部長	年額	34,000円	部長	年額	34,000円	
班長	年額	23,000円	班長	年額	23,000円	
団員	年額	18,000円	団員	年額	18,000円	
(2) 出動報酬	出動1回につき	2,000円	(2) 出動報酬	出動1日につき	災害出動	2時間以下 2,000円
(3) 整備報酬						2時間を超え3時間以下 3,000円
消防ポンプ自動車	年額1台につき	26,900円以内				3時間を超え4時間以下 4,000円
小型動力ポンプ積載車	年額1台につき	23,100円以内				4時間を超え5時間以下 5,000円
小型動力ポンプ	年額1台につき	4,800円以内				5時間を超え6時間以下 6,000円
(4) その他臨時必要と認めるもの						6時間を超え7時間以下 7,000円
						7時間を超える場合 8,000円
					訓練出動	2時間以下 2,000円
						2時間を超え3時間以下 3,000円
						3時間を超える場合 4,000円
			(3) 整備報酬			
			消防ポンプ自動車	年額1台につき	26,900円以内	
			小型動力ポンプ積載車	年額1台につき	23,100円以内	
			小型動力ポンプ	年額1台につき	4,800円以内	
			(4) その他臨時必要と認めるもの			

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>



亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
(公園施設に関する制限等) 第3条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、 <u>100分の50</u> を超えてはならない。			(公園施設に関する制限等) 第3条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、 <u>100分の50</u> （ <u>亀岡駅北3号公園にあっては、100分の60</u> ）を超えてはならない。		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
都市公園			都市公園		
公園番号	名称	位置	公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内	1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内	2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内	3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内	4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内	5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内	6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内	7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内	8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内	9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町吉田地内	10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、弐番、西垣内地内	11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、弐番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内	12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内	13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内	16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内	17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内	18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内	19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内	20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内

21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内

別表第2（第7条の2関係）

有料公園施設

施設の名称	設置場所	種別
亀岡運動公園野球場	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園テニスコート	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園競技場	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園プール	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園プール管理棟	亀岡運動公園	便益施設
亀岡運動公園野外ステージ	亀岡運動公園	教養施設

21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市追分町下島地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内

別表第2（第7条の2関係）

有料公園施設

施設の名称	設置場所	種別
亀岡運動公園野球場	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園テニスコート	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園競技場	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園プール	亀岡運動公園	運動施設
亀岡運動公園プール管理棟	亀岡運動公園	便益施設
亀岡運動公園野外ステージ	亀岡運動公園	教養施設

さくら公園多目的運動場	さくら公園	運動施設
さくら公園体育館	さくら公園	運動施設
保津川水辺公園多目的運動場	保津川水辺公園	運動施設
保津川水辺公園バーベキュー場	保津川水辺公園	休養施設

別表第3（第3条の7、第10条関係）

使用料

1～2 （略）

3 有料公園施設を使用する場合

(1)～(10) （略）

さくら公園多目的運動場	さくら公園	運動施設
さくら公園体育館	さくら公園	運動施設
保津川水辺公園多目的運動場	保津川水辺公園	運動施設
保津川水辺公園バーベキュー場	保津川水辺公園	休養施設
亀岡駅北1号公園駐車場	亀岡駅北1号公園	便益施設
亀岡駅北1号公園コンセント	亀岡駅北1号公園	便益施設
亀岡駅北3号公園フットサル場	亀岡駅北3号公園	運動施設
亀岡駅北3号公園スケートボード広場	亀岡駅北3号公園	運動施設

別表第3（第3条の7、第10条関係）

使用料

1～2 （略）

3 有料公園施設を使用する場合

(1)～(10) （略）

(11) 亀岡駅北1号公園駐車場及び亀岡駅北1号公園コンセント

施設	使用単位	金額
亀岡駅北1号公園駐車場	1時間	300円
亀岡駅北1号公園コンセント	1時間	100円

（備考）

1 亀岡駅北1号公園駐車場について、入庫から1時間を経過するまでに出庫する場合は、使用料を徴収しない。

2 亀岡駅北1号公園コンセントについて、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

(12) 亀岡駅北3号公園フットサル場

区分		使用単位	金額
全面使用	平日 午前9時から午後9時まで	1時間	2,000円
	土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで	1時間	3,000円
部分使用 (2分の1 使用する 場合)	平日 午前9時から午後9時まで	1時間	1,000円
	土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで	1時間	1,500円
夜間照明	全面使用	1時間	1,000円
	部分使用 (2分の1使用する 場合)	1時間	500円

(備考)

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

(13) 亀岡駅北3号公園スケートボード広場

区分		使用単位	金額
個人使用	平日 午前9時から午後9時まで	1時間	0円
	土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで	1時間	100円
専用使用	平日 午前9時から午後9時まで	1時間	1,000円
	土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで	1時間	2,000円

(備考)

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額  
にその5割相当額を加算した額（平日に個人使用する場合は、1  
時間当たり100円）とする。